

山形県中小企業振興条例逐条解説

山形県の中小企業は、生産、流通など経済活動の全般並びに県民の暮らしの安全及び安心の確保に重要な役割を果たすとともに、小規模企業の多い本県においては、地域社会に安定と活力をもたらす、地域の経済と雇用さらには地域づくりを支えてきた。

しかし、近年、急速に進む少子高齢化と人口減少、経済社会生活圏の広域化、国際化の進展などにより、県内中小企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。そのことは、県民の暮らしにも多大な影響を及ぼしている。

このような状況の中、今後も県内中小企業の持続的で多様な成長及び発展を促進するには、県内の中小企業者自らが経営の革新や新たな事業の創出、あるいは企業間での連携など新たな展開を図るとともに、本県の歴史や文化、国内外の動きを踏まえた適切な中小企業振興策が経済的社会的環境の変化に対応して講ぜられることが必要である。また、これらを通じて、本県が誇る豊富な地域資源の活用による地域内での経済の循環及び発展が図られることが重要である。

このため、中小企業の振興を県政の最重要課題のひとつと位置付け、中小企業者の意欲的で創造的な活動を社会全体で支援することによって、本県の経済の中核として地域とともに歩む中小企業者が誇りをもって活躍する山形県を築くために、この条例を制定するものである。

【趣旨】

- ・ 中小企業の振興に関する基本的な条例として、中小企業が本県経済及び県民生活で果たしてきた役割や重要性、中小企業が置かれている厳しい経営環境、県の中小企業振興に対する姿勢など、条例全体の考え方を明示し、本条例を制定する必要性を宣言・周知するために、特に前文を設けた。
- ・ 本県の中小企業が経済活動のみならず、冬季間における道路除雪等に対する協力などを通じて県民生活の安全及び安心の確保に重要な役割を果たしてきたことを明らかにすることにより、身近な中小企業に対する県民の意識付けを図るとともに、中小企業者自らによる新たな商品、製品、役務の開発等の意欲的で創造的な活動を県民を含めた社会全体で支援していくことへの県民の理解を求めている。
- ・ 「本県が誇る豊富な地域資源の活用」を中小企業の振興における基本的な考え方のひとつに掲げているが、この場合の地域資源とは、人材、技術、自然その他の地域資源を想定しており、本県の基幹産業である農業を軸とした農商工連携による新たな商品、製品、役務の開発や6次産業の育成等を含むものである。前文におけるこの記述を踏まえて基本理念では、「(2) 中小企業の振興は、多様な人材、優れた技術、豊かな自然その他の地域資源の活用を図ることにより推進されること。」を規定している。

(目的)

第1条 この条例は、本県の経済における中小企業の存在の重要性にかんがみ、中小企業の振興について、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総

合的に推進し、もって本県の経済の持続的な発展、本県における雇用の場の創出及び県民生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

【趣旨】

目的規定は、一見して条例の内容を理解することができるよう、条例の立法目的を簡潔に表現するものである。

この条例の目的が中小企業の振興を図る趣旨であることを規定するとともに、このことにより最終的には本県経済の発展、雇用の場の創出、県民生活の安定及び向上に寄与することを明記している。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるもので、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「中小企業団体」とは、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業に関する団体をいう。

【趣旨】

本条例での「中小企業者」と「中小企業団体」の定義を規定している。

- 第1項で引用している中小企業基本法第2条第1項は次のとおりである。

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

- 第2項の「中小企業団体」には、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会のほか、中小企業の事業の共同化のための組織、各種経済団体、中小企業振興を行うNPOなど幅広い範囲を想定している。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を県、市町村、中小企業者、中小企業団体、

金融機関等中小企業の振興に関わる全てのものが共有する基本理念として行わなければならない。

- (1) 中小企業者の自主的な努力と創意工夫を尊重して推進されること。
- (2) 多様な人材、優れた技術、豊かな自然その他の地域資源の活用を図ることにより推進されること。
- (3) 中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図ることを旨として推進されること。
- (4) 経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。）に配慮して行われること。

【趣旨】

- 本条は、条例全体にわたる中小企業振興の基本的な考え方を規定するとともに、県、市町村、中小企業者、中小企業団体、金融機関等中小企業の振興に関わる全てのものがその考え方を共有して中小企業の振興が図られるべきことを意図している。この場合の中小企業の振興に関わる全てのものとは、例示に掲げられているもののほか、大企業や教育機関などを含むものであり、それらの理解と協力を得ながら中小企業の振興が図られるよう求めている。
- 第1号では、中小企業の振興は、中小企業者による経営の改善及び向上に向けた自主的な努力を前提とするものであり、中小企業者の自主的な努力を促進するような取組みが重要であることを規定している。例えば、中小企業が経済的社会的な環境の変化に対応して成長発展するため、経営革新などに果敢に挑戦していく環境づくりを進めることなどが想定される。
- 第2号では、中小企業の振興に当たって、本県が有する優位な資源を活用していくことを理念として規定している。中小企業の振興に当たって地域資源の活用を図ることは、効果的かつ持続的な中小企業の振興を図るうえで重要であるとともに、人、物、情報の交流を活発化し地域内の経済循環及び発展を図るうえでも重要である。
- 第3号では、中小企業の振興に当たって、県、市町村、中小企業者、中小企業団体、金融機関等中小企業の振興に関わる全てのものが、中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図っていくことを理念として規定している。中小企業の振興に当たって地域内で需要の増進を図ることは、地域資源の活用と相まって中小企業の振興と地域経済の発展に向けた効果を相乗的に高めるものである。
- 第4号の「小規模企業者」について引用している中小企業基本法第2条第5項は、次のとおりである。

（小規模企業者の範囲及び定義）

この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。
- 第4号では、中小企業の振興は、本県において小規模企業が地域社会に安定と活力をもたらしていることを踏まえ、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者へ配慮して行うことが重要であることを規定している。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する総合的かつ戦略的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、中小企業の振興に関する施策の策定に当たっては、中小企業を取り巻く経済的社会的環境について調査を行い、中小企業者及び中小企業団体の意見を十分に聴くものとする。

3 県は、中小企業の振興に関する施策について、国、市町村、中小企業団体、金融機関、大学等と連携して効果的に実施するとともに、必要に応じて国の施策の充実及び改善を要請するものとする。

4 県は、県の中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況について中小企業者及び中小企業団体の意見を十分に聴くとともに、中小企業の振興に関する施策の効果を検証するものとする。

5 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努めるとともに、県民と協力して中小企業者が供給する製品等の利用を推進するものとする。

【趣旨】

- ・ 本条例における県の役割を「責務」として、「中小企業者の努力」、「県民の理解と協力」に比べ強い位置付けにしている。
- ・ 第1項では、「総合的かつ戦略的な施策」については、県が産業振興についての政策を進めるに当たり、条例の趣旨に沿って、総合的かつ戦略的な中小企業施策を計画的に実施することを規定している。
- ・ 第2項では、施策を策定する際の手続き等について規定している。「調査」については、効果的な中小企業施策を実施するに当たっての県内の中小企業の現状、課題、また課題解決のための手法に関する調査を意図している。「調査」及び「意見聴取」の方法については、その時点における中小企業を取り巻く経済的社会的環境や施策ごとに異なるため規定しないが、県議会としては条例制定後も議会活動を通じて検証しながら、中小企業者及び中小企業団体からの意見聴取の機会が確保され、中小企業者及び中小企業団体からの意見が県の中小企業振興施策に反映されるよう働きかけていく。中小企業者及び中小企業団体から意見を聴き、施策に反映させることは、効果的な施策を実施するために特に重要であることから「調査」とは別に規定しているものである。
- ・ 第3項では、中小企業振興施策を推進するため、意見・情報交換の場を設定するなど、国、市町村、中小企業団体、金融機関、大学等とより連携を図ること、必要に応じて国への提案活動等を通じて国の施策の充実及び改善を要請すべきことを規定している。この場合の「大学等」とは、大学、高等専門学校、高等技術専門学校、工業高等学校等の教育機関や研究機関を中心として、施策やその時点での中小企業を取り巻く経済的社会的状況に応じた適格な連携対象を幅広い範囲から判断することを想定している。
- ・ 第4項では、県は、中小企業の振興に関する施策を策定、実施する際だけでなく、実施後の効果の検証に当たっても中小企業者及び中小企業団体の意見を聴かなければならないこととしている。

- 第5項の官公需対策については、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第七条の規定があるが、中小企業振興の条例の策定に当たり、特に明示するものである。中小企業の受注機会の確保を図るもので、受注量の増加を保証するものではない。なお、具体的な事業者の選定、発注方法については、国際的な協定や法令等を踏まえたものとなる。

(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律)

第7条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- 第5項の中小企業者製品等の利用促進対策については、県産品愛用運動、各種ツーリズムやものづくり体験を通じた中小企業者と県民との交流による相互理解の増進を図ることなどが考えられる。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的に経営の向上を図るよう努めなければならない。

- 中小企業者は、雇用機会の確保、人材の育成、福利厚生の充実その他雇用環境の整備に努めるとともに、ものづくりにおける伝統的な技術の伝承に努めなければならない。
- 中小企業者は、地域住民と連携して、その事業活動を通じて地域社会の発展に努めなければならない。

【趣旨】

- 中小企業の振興については、基本理念にもあるとおり、中小企業者自身の自主的な努力がまず必要であり、そのことを明確にするため、本規定をおいている。
- 第1項では、この条例による中小企業の振興の前提として中小企業者の自主的な努力が必要であることを規定している。
- 第2項では、中小企業者は、社会全体からの支援という恩恵に対する社会的責務として、雇用機会の確保、事業活動を担う人材の育成、福利厚生の実等を通じて中小企業で働く一人ひとりが豊かな家庭生活を享受できるような雇用環境の整備に努めるとともに、一旦途絶えれば一企業だけでなく地域産業全体の大きな損失となる伝統的な技術の伝承に努めることを規定している。
- 第3項では、中小企業者は、経営の向上だけでなく、その事業活動を通じて、地域社会の発展に貢献する努力をすることを規定している。中小企業者は、事業活動に当たり地域社会との信頼関係を築きながら環境美化、防災・防犯、まちづくりなどに取り組み、地域の発展に努めることを求める趣旨である。

(県民の理解と協力)

第6条 県民は、中小企業の振興が本県の経済の健全な発展、本県における雇用の場の創出及び県民生活の安定向上に寄与することを理解するとともに、中小企業者が供給する製品等の利用の推進等に努めることなどを通じて県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するものとする。

【趣旨】

- ・ 県民への意識啓発を行い、県経済にとっての中小企業の重要性や県が中小企業振興を進めることについて理解を求めるものであり、そのため「責務」や「役割」ではなく「理解と協力」としている。
- ・ 日常生活の中で中小企業者が供給する製品等の利用に努めるなど中小企業振興のための取組みへの自発的な参加・協力を期待するものである。

(基本方針)

第7条 県は、第3条に定める基本理念にのっとり、次の各号に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者の経営基盤の強化、経営の革新、新たな事業の創出の促進を図ること。
- (2) 中小企業の振興に資する企業立地及び産業集積の促進を図ること。
- (3) 国際的視点に立った中小企業の事業展開の促進を図ること。
- (4) 中小企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
- (5) 中小企業に対する資金供給の円滑化を図ること。
- (6) まちづくりの視点に立った商業の活性化及び本県の特徴である豊かな自然その他の地域資源を活用した観光の振興や交流の拡大を通じ、中小企業の振興を図ること。
- (7) 県民が安心して子どもを産み、育てることができる雇用環境の整備の促進を図ること。

【趣旨】

- ・ この規定は、これまで県が行ってきた施策を踏まえ、今後の中小企業の振興にとって重要な事項を整理し、県が中小企業の振興に関する施策を実施するための基本的な方針を規定するものである。県は、この方針に基づいて、経済的社会的環境の変化に対応しつつ、個別具体の施策を展開していくことになる。
- ・ 第1号は、中小企業の経営基盤の強化や新たな製品開発、新たな事業の創出等の促進を図るため、経営支援体制の整備、産学官連携の一層の促進、工業技術センター及び大学等における研究成果の中小企業への移転その他必要な施策を講ずることを求める趣旨である。
- ・ 第2号は、本県の強みを活かせる分野や成長分野に重点を置きながら、中小企業の振興に資する企業立地や産業集積の促進を求める趣旨である。
- ・ 第3号は、国際的視点に立った中小企業の事業展開の推進を図るため、海外との経済交流の推進、中小企業の海外での販路開拓や海外からの観光誘客の推進その他必要な施策の推進を求める趣旨である。
- ・ 第4号は、中小企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図るため、経済的社会的環境の変化等に即応した職業能力開発機能の充実、若年者の就業支援の強化その他必要な施策を講ずることを求める趣旨である。
- ・ 第5号は、中小企業に対する資金供給の円滑化を図るため、中小企業の資金ニーズを的確に捉えた弾力的な運用、新たな資金の創設等の制度資金の充実その他必要な施策を講ずることを求める趣旨である。

- 第6号は、中小企業の振興と不可分の関係にある産業の振興等を積極的に推進すべきことを求める趣旨である。「まちづくりの視点に立った商業の活性化」については、顧客その他の県民の利便の増進を図るための施設の整備促進、商店街における起業の促進、商店街の活性化に関する団体を対象とした支援その他の措置を講ずることにより中小企業の育成を図ることを求める趣旨である。

「観光の振興や交流の拡大」では、観光旅行者の来訪の促進や交流人口の拡大、観光資源の保護、育成及び開発、地域の特性を活かした商品開発の促進その他の必要な施策等を講ずることにより中小企業の育成を図ることを求める趣旨である。

- 第7号は、人口減少、少子高齢化社会の到来という大きな時代変化の中で、中小企業の振興を進める際に避けては通れない重要な視点であり、県として子育て環境の改善に積極的に取り組む企業を応援、その取組みを広くPRするなど子育て支援のためのより有効な施策を講ずることを求める趣旨である。

(市町村への支援)

第8条 県は、市町村が中小企業の振興に関する施策を実施する場合は、情報提供、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

市町村が行う中小企業の振興に関する施策に対し、必要に応じ、情報提供や技術的な助言等の支援を県が行うことを規定している。中小企業の振興を実効あるものとして推進していくためには、県と市町村がその役割を分担し、連携して課題の解決に取り組んでいく必要があるが、地方自治体として対等な関係にあり、県同様に中小企業振興のための条例を制定することも可能であることから、市町村が主体的に行う中小企業の振興に関する施策について必要な支援を行うこととしている。

(財政上の措置)

第9条 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

中小企業の振興に関する具体的な施策の実施に必要な財政上の措置について確認するものであり、これを根拠として直ちに新たな措置を講ずることとはならないものの、努力することを規定している。

(年次報告)

第10条 知事は、毎年度、県の中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を議会に報告するとともに、公表するものとする。

【趣旨】

- 知事が本条例の基本方針に基づいて県が中小企業の振興のために講じた施策について、県議会に報告し、県民一般にその内容を公表することを規定している。
- 中小企業の振興に関する施策について県議会に報告することは、県議会において中小

企業の振興に関する活発な議論が見込まれ、さらに施策への反映がなされること、また、県民一般への公表については、情報の公開や県民の理解及び協力の促進といった観点からも重要である。公表の方法については、県ホームページへの掲載、県庁総合情報センター及び各総合支庁窓口での閲覧等が考えられる。

- 「議会に報告」とは、前年度において条例の基本方針に基づいて実施した主な施策の実施状況等について議長に提出することであり、議案として報告することではない。なお、議長に提出された文書は、各議員に配布することを想定している。